介護保険事業所番号　１８７０１０００４５
〈指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護〉

たんぽぽ苑

福井市石盛 3 丁目 301 番地　（0776）56-0992

１.運営方針

要介護状態であって、居宅において介護を受けることが困難な方に対して、施設サービス計画書に基づいた食事・排泄・入浴等の介護、及び日常生活上のお世話をさせていただきます。

２.対象者

①指定介護老人福祉施設　要介護３～５の認定を受けられた方。
（要介護１・２の方は特例入所の用件該当者であれば入所可）
②指定短期入所生活介護　要支援及び要介護１～５の認定を受けられた方。
※但し、法定伝染病などの疾病がある方は利用できません。

３.施設の概要

定員：指定介護老人福祉施設　80 名
　　指定短期入所生活介護　20 名
居室：従来型個室　1,350 円/日
　　トイレ付個室（12 部屋）1,400 円/日

４.職員配置

ご利用者と介護・看護職員は 3：1 の比率で配置しています。

５.勤務体制

夜間は、介護職員のみ（看護職員は勤務していません）での対応となります。指定介護老人福祉施設 80 名と指定短期入所生活介護 20 名を 4 名の介護職員で介護します。

６.協力病院及び健康管理

つくし野病院（内・外・整形・胃腸・呼吸器・循環器科・眼科・耳鼻科等）、ヒガシダ歯科医院、新家歯科医院となっています。

職員が送迎し通院同行する病院は、協力病院のみとなっています。他の病院への受診を希望される場合は、ご家族の送迎でお願いします。

入所前には、かかりつけ医からつくし野病院への紹介状の提出をお願いしています。

入所後はつくし野病院の医師が週 2 回、診察に来ます。年 1 回インフルエンザ予防接種をしています。
また、肺炎球菌ワクチンを未接種の方につきましては、入所後に接種をお願いしています。

７.面会時間及び外泊・外出

面会時間は、9：00～20:00 までとなっています。面会時には、所定の駐車場をご使用下さい。

感染症が流行している時期、ご遠慮いただくこともあります。

外出・外泊は、付き添いの方が所定の届け出用紙に記入いただければ可能です。

８. 入浴について

週 2 回を基本として入浴日に入浴を行います。介護状態・その日の体調に応じて一般浴、特殊浴槽、清拭、シャワー浴を行います。

９.退所について

ご利用中に自立・要支援 1～2 の判定を受けた場合は退所になります。また、入院となり 3 ヶ月以上の治療が必要と見込まれる場合には、契約を解除させていただきます。

入所中であっても、退所（途中解約・契約解除）を希望することができます。退所を希望する場合は、退所を希望する日の 7 日前までにお知らせください。

１０.その他

寝具は当苑で準備しております。

衣類はお持ちになって頂き、洗濯は当苑で行いますが、特殊な洗濯が必要な物（セーター・毛布・布団など）につきましてはご家族でクリーニングをお願いします。

タンス・ワードローブ各 1 棹は居室にありますが、その他テレビ等必要な物は、職員に相談の上、お持ちになってください。

面会時のおやつの差し入れは、食事を制限されている方もいらっしゃいますので、職員にご相談ください。生ものの持ち込み、ご利用者自身での管理はご遠慮頂いております。

１１.利用料金（利用者負担分）　　R8 年 6 月 1 日～

項目		介護老人 生活介護	短期入所 生活介護
施設利用料 （1 日分） ※介護保険 1 割負担分	要支援 1		451 単位
	要支援 2		561 単位
	要介護 1	589 単位	603 単位
	要介護 2	659 単位	672 単位
	要介護 3	732 単位	745 単位
	要介護 4	802 単位	815 単位
	要介護 5	871 単位	884 単位

短期入所生活介護の介護（予防）給付サービス加算

サービス提供強化加算(Ⅰ)	22 単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15 単位/日
看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)	35 単位/日
機能訓練体制加算	12 単位/日
個別機能訓練加算	56 単位/日
医療連携強化加算	58 単位/日
療養食加算	8 単位/回
看取り連携体制加算	64 単位/日
口腔連携強化加算	50 単位/回
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月
送迎加算	184 単位/回

下記の■の加算は所定単位数に各パーセンテージを乗じた単位数

■介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	17.6%

居住費	従来型個室 トイレ付個室	1350 円/日 1400 円/日	
食費	朝食	1,750 円/日	390 円
	昼食(おやつ)		690 円
	夕食		670 円
日用品セット(希望者のみ)		100 円/日(整容用具類　等)	
理美容代(希望者のみ)		散髪 2,000 円	

※厚生労働省告示により、福井市は 7 級地に区分され、1 単位あたり 10.14 円（短期入所生活介護は 10.17 円）を乗じて得た額【ご利用者負担分は、負担割合証に応じて 1 割・2 割・3 割】と定められています。

入所　利用者負担分の概算【　1ヵ月を 30 日で計算　】

第 4 段階（年収 200 万円以上もしくは課税世帯）の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	589	659	732	802	871
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位				
栄養マネジメント強化加算	11 単位				
看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	12 単位				
個別機能訓練加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	12 単位/日＋20 単位/月＋20 単位/月				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位　/　月				
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 単位　/　月				
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位　/　月				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位　/　月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に 17.6%を乗じた単位数				
食費	￥1,750				
居住費	¥1,350				
日用品セット	¥100				
月額(1割)	¥120,569	¥123,073	¥125,684	¥128,189	¥130,657
(2割)	¥145,136	¥150,145	¥155,367	¥160,376	¥165,312
(3割)	¥169,704	¥177,218	¥185,051	¥192,565	¥199,969

※　入所時にかかる加算が別個あります。
※　その他、状態に応じた加算が算定される場合があります。

●『介護保険負担限度額認定証』を交付された方の食費・居住費の差額
※但し R8 年 8 月に介護報酬改定による変更あり。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
居住費	¥380	¥480	¥880	¥880	¥1,350
食費	¥300	¥390	¥650	¥1,360	¥1,750
日用品費	¥100	¥100	¥100	¥100	¥100
合計	¥23,400	¥29,100	¥48,900	¥70,200	¥93,000
差額	¥69,600	¥63,900	¥44,100	¥22,800	―

たんぽぽ苑短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人千寿会が運営する短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護員及び看護職員等の従業者（以下、「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期生活介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第２条　事業所は、要介護状態と認定された利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を目的とする。

２　事業所は、要支援状態と認定された利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健･医療･福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　たんぽぽ苑短期入所生活介護事業所

二　所在地　福井市石盛３丁目３０１番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名以上

管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　生活相談員　　１名以上

生活相談員は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計

画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

三　介護職員及び看護職員　４名以上

介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）（以下、「サービス」という。）の提供にあたるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

四　医師　　１名以上（非常勤）

医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

五　管理栄養士　　１名以上　調理員　６名以上

管理栄養士及び調理員は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

六　機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（利用定員）

第６条　事業の利用定員は、２０名とする。

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第７条　サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（介護保険法の定めにより保険給付が９割でない場合には、それに応じた割合）とする。

一　入浴、排泄、食事等の介護

二　その他の日常生活上の世話

三　相談･援助等の生活指導

四　機能訓練

２　事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

一　厚生労働大臣が別に定める場合を除き、利用者の希望により送迎に要する費用

通常の送迎の実施地域を超える部分は、通常の送迎の実施地域の境界線から起算し片道１㎞当り２０円とする。

二　食費（材料費及び調理費）　　食費　一日　　１，７５０円

（朝食代　３９０円　昼食代　６９０円　夕食代　６７０円）

キャンセル料　　前日　７００円　　当日　全額

三　利用者の希望により特別な食事等を提供した費用　　実　費

四　滞在に関する費用（光熱水費相当額）　滞在費　一日　　１，３５０円

（トイレ付き　　１，４００円）

五　理美容代（調髪、顔剃、洗髪ほか）要した費用　美容　　２，０００円
但し、理美容業者の定めるところによる
六　複写物の交付の費用　　一枚につき　　１０円
七　利用者の希望によってクラブ活動や行事に必要なものを事業所が提供した材料費等の費用　　実　費
八　健康管理費用（インフルエンザの予防接種代等）　　実　費
九　前項に掲げるものの他、日常生活で通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
日用品セット　一日　１００円

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4　前項の費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引き落としにより、指定期日までに受ける。

5　前項の変更を行う場合には、変更の１か月前に利用者またはその家族に対して変更内容について文書により説明し、署名を受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、福井市、坂井市（春江町、丸岡町）、永平寺町（松岡）とする。
但し、たんぽぽ苑を円の中心にして、半径４ｋｍ以上は事業区域外とする。

（サービスにあたっての留意事項）

第９条　利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
一　管理者が定めた場所と時間以外は飲酒をしてはならない。
二　指定された場所以外で火気を用いてはならない。
三　その他管理者が定めたこと。

2　職員はサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して必要事項を分りやすく説明する。

（ハラスメントの禁止）

第１０条　利用者及びその家族等は、職員に対し、暴言、脅迫、威圧的言動、侮辱的言動、過度な要求、長時間の拘束、プライバシー侵害、SNS等での誹謗中傷その他の不適切な言動（いわゆるカスタマーハラスメントを含む）を行ってはならない。

2　前項の行為により、事業所の業務運営に支障が生じ、又は職員の心身の安全が脅かされるおそれがあると事業所が判断した場合には、事業所は必要な措置（注意、指導、面談、サービス内容の調整等）を講じるものとする。

3　前項の措置を講じても改善が見られず、サービスの適正な提供又は職員の安全確保が困難であると事業所が判断した場合には、事業所は短期入所生活介護（介護予防）契約書第17条に基づき契約解除を行うことができる。

（虐待の防止のための措置）

第１１条　虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

２　虐待防止のための指針を整備する。

３　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

４　上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の廃止）

第１２条　事業所は、利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離・身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行わない。

２　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容等を利用者やその家族等にできる限り詳しく説明し、緊急やむを得なかった理由を記録する。

３　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。

（緊急時における対応方法）

第１３条　職員はサービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

２　提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、または市町からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町から指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

３　サービスに関する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第１５条　サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、市町、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

２　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（非常災害対策）

第１６条　事業者は、非常災害に関する具体的(火気、風水害、地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気･消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年３回、定期的に避難、救出訓練を行う。

（職員研修）

第１７条　事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、事業体制を整備する。

一　採用時研修　採用後１カ月以内

二　継続研修　　随時

（衛生管理等）

第１８条　事業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

２　事業者は、感染症または食中毒の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

一　感染対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を行う。

二　感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三　職員に対し感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第１９条　職員は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

２　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれら秘密事項を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（その他運営に関する留意事項）

第２０条　この規程定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人千寿会と事業所の管理者が協議して定める。

付則

この規程は、平成１２年４月１日より施行する。

平成１５年　６月１日　改定
平成１５年１０月１日　改定
平成１６年　４月１日　改定
平成１７年１０月１日　改定
平成１８年　４月１日　改定
平成２１年　４月１日　改定
平成２５年１０月１日　改定
平成２９年　１月１日　改定
平成３１年　４月１日　改定
令和　元年１０月１日　改定
令和３年　　４月１日　改定
令和３年　　８月３０日　改定
令和６年　　４月１日　改定
令和８年　　６月１日　改定
令和８年　１０月１日　改定